

### 3 大分大学学位規程

平成16年4月1日制定

#### (趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条第1項並びに大分大学学則（平成16年規則第8号）第48条第2項及び大分大学大学院学則（平成16年規則第9号）第43条第3項の規定に基づき、大分大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定める。

#### (授与する学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

#### (学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士課程の前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程又は博士課程の後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程又は博士後期課程（以下「博士課程」という。）を修了した者と同等以上の学力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

#### (学位論文の提出)

第4条 前条第2項の規定により学位論文（修士論文にあっては、特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）の審査を願い出る者は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文、学位論文目録、学位論文要旨等を添えて研究科長に提出するものとする。

2 前条第3項の規定により学位論文の審査を願い出る者は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文、学位論文目録、学位論文要旨、履歴書等を添えて研究科長を経て学長に提出するものとする。

3 前条第4項の規定により学位の授与を申請する者は、別に定める期日までに、学位授与申請書に学位論文、学位論文目録、学位論文要旨、履歴書、学位論文審査手数料等を添えて研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。

4 学位論文審査手数料は、1件につき57,000円とし、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

5 受理した学位論文及び既納の学位論文審査手数料は、返還しない。

6 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

7 研究科長は、学位論文の審査のため必要があると認めるときは、学位論文提出者に対して、当該学位論文の訳文、模型、標本等の資料の提出を求めることができる。

#### (審査の付託)

第5条 研究科長は、前条第1項により提出された学位論文を受理したときは、その審査及び最終試験を当該研究科委員会に付託するものとする。

2 学長は、前条第2項又は第3項により提出された学位論文を受理したときは、その審査及び最終試験又は学力の確認を研究科長を経て当該研究科委員会に付託するものとする。

#### (学位論文審査委員会)

第6条 前条の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、審査する学位論文ごとに、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、学位論文審査委員会を設置する。

2 学位論文審査委員会の委員の選出等については、当該研究科委員会が定める。

#### (最終試験)

第7条 最終試験は、第4条第1項及び第2項の規定により申請のあった者に対し、学位論文の審査が終わった後、学位論文を中心とした関連分野について、口頭又は筆答により行うものとする。

#### (学力の確認)

第8条 第4条第3項の規定により、学位論文を提出して学位の授与を申請した者に対する学力の確認は、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有するか否かについて、口頭又は筆答により行うものとする。

2 第4条第3項の規定により、学位の授与を申請した者が、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者であるときは、退学したときから3年以内の者に限り、前項の学力の確認を免除することができる。

#### (審査期間)

第9条 修士課程及び博士前期課程を修了しようとする者の学位論文の審査及び最終試験は、当該学生の在学する期間内に終了するものとする。

2 博士課程及び第4条第3項の規定により学位の授与を申請した者の学位論文の審査及び最終試験並びに学力の確認は、当該学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、当該研究科において特別の事由があると認めたときは、その期間を延長することができる。

#### (審査結果の報告)

第10条 学位論文審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、速やかに、その結果を文書により当該研究科委員会に報告しなければならない。

#### (学位授与の審議)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づき学位授与の可否を審議し、議決するものとする。

2 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第12条 研究科長は、前条第1項の議決をしたときは、速やかに、議決の結果を文書により学長に報告しなければならない。

(学位の授与等)

第14条 学長は、本学の課程を修了し、卒業を認定した者又は第12条の報告に基づき、学位の授与を決定した者には所定の学位記を授与し、学位を授与することが適当でないとされた者には、その旨を通知するものとする。

(学位簿への登録及び学位授与の報告)

第15条 学長は、修士又は博士の学位を授与したときは学位簿に登録する。

2 学長は、前条の規定により、博士の学位を授与したときは省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位論文の内容の要旨及び学位論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の印刷公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、学長は、その学位論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称)

第18条 学位を授与された者が当該学位の名称を用いるときは、「大分大学」と付記するものとする。

(専攻分野の名称)

第19条 学位を授与するときは、次表の第1欄に掲げる学部又は研究科に応じ、それぞれ第2欄に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

| 学位 | 第一欄           | 第二欄         | 摘要                 |
|----|---------------|-------------|--------------------|
|    | 学部又は研究科       | 専攻分野の名称     |                    |
| 学士 | 教育福祉科学部       | 教 育         | 学校教育課程             |
|    |               | 教 養         | 情報社会文化課程及び人間福祉科学課程 |
|    | 経済学部          | 経 済 学       |                    |
|    | 医学部           | 医 学         |                    |
|    |               | 看 護 学       |                    |
|    | 工 学 部         | 工 学         |                    |
| 修士 | 教育学研究科        | 教 育 学       |                    |
|    | 経済学研究科        | 経 済 学       |                    |
|    | 医学系研究科        | 医 科 学       |                    |
|    |               | 看 護 学       |                    |
|    | 工学研究科         | 工 学         |                    |
| 博士 | 福祉社会科学<br>研究科 | 福 祉 社 会 科 学 |                    |
|    | 経済学研究科        | 経 済 学       |                    |
|    | 医学系研究科        | 医 学         |                    |
|    | 工学研究科         | 工 学         |                    |

(学位授与の取消)

第20条 本学において修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は、教授会又は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 前項の議決をする場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(学位記等の様式)

第21条 学位記及び学位簿の様式は、別記様式第1号及び同第2号のとおりとする。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、各学部長又は各研究科長が、学長の承認を得て定めることができる。

附 則 (平成16年規程第71号)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。